

第6期川本町障がい福祉計画・  
第2期川本町障がい児福祉計画

〈令和3年～5年度〉

令和3年3月

島根県 川本町

## 目 次

第1章 基本的理念等	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 基本的理念	2
3. 障害者自立支援法に基づくサービス体系	4
第2章 計画期間及び見直しの時期	6
1. 計画期間	6
2. 見直しの時期	6
第3章 達成状況の点検及び評価	7
1. 計画の推進	7
2. 点検及び評価	7
第4章 令和5年度までの目標	8
1. 施設入所者の地域生活への移行	8
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3. 地域生活支援拠点数	10
4. 福祉施設利用者の一般就労への移行	11
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	13
第5章 障害福祉サービス等の実施	17
1. 訪問系サービス	17
2. 日中活動系サービス	19
3. 居住系サービス	22
4. 相談支援	24
5. 障がい児を対象としたサービス等	26
6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	28
第6章 地域生活支援事業の実施	29
1. 理解促進研修・啓発事業	31
2. 相談支援事業	32
3. 成年後見制度利用支援事業	34
4. 意思疎通支援事業	35
5. 日常生活用具等給付事業	36
6. 移動支援事業	38
7. 地域活動支援センター事業	40
8. 日中一時支援事業	41
9. 社会参加促進事業	42
【地域生活支援事業における第6期計画見込量一覧】	43
10. 相談支援体制の充実・強化のための取組	45
第7章 終わりに	46

# 第1章 基本的理念等

## 1. 計画の位置づけ

川本町障がい福祉計画・川本町障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進め、障がい者または障がい児が地域で自立した生活を過ごせるよう障害福祉施策の方向性や目標を総合的に取り組むために策定する計画です。

国においては、平成25年4月から障害者自立支援法に代わる新しい法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、難病を障害福祉サービスの対象に加え、平成26年4月には重度訪問介護の対象拡大、グループホーム、ケアホームの一元化、地域移行支援対象の拡大、障害程度区分に代わる障害支援区分による支給決定などが見直しが行われました。同法は平成28年5月に改正され、自立生活援助や就労定着支援などのサービスの新設等が盛り込まれ、平成30年4月に施行されました。

川本町では、これまで進めてきた障害福祉施策とともに、川本町地域福祉計画・川本町障害者計画等を踏まえ、障がい者の地域での生活を支えていくために『川本町障がい福祉計画』を策定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を見込むとともに、その提供体制の確保等に取り組んできました。

また、平成30年度に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに障がい児福祉計画の策定が義務づけられ、第5期障がい福祉計画では、前項の方針及び第4期障がい福祉計画の実績を踏まえながら施策の推進をしました。第6期障がい福祉計画においても、引き続き、地域の実情を加味しながら、障害施策の推進に取り組んでいきます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 2. 基本的理念

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条、第4条に掲げる理念を踏まえたうえで、次に掲げる点に配慮して行うこととします。

### 障害者基本法 第3条（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図らなければならない。

- 1 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 障害者基本法 第4条（差別の禁止）

第3条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### （1）障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいの種類や障がい程度を問わず、障がい者等自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けながら、自立した暮らしと地域における様々な活動への参加を図ることを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### ノーマライゼーション

デンマークのニーリエやバンク・ミケルセンらによって、知的障害者の処遇に関して運動し、その後障害者全体の運動へと広がり、地域生活の補償を求める運動として展開され、北欧から世界へ広まった福祉の基本理念の1つである。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整備するべきであり、ともに生きる社会が一般的な社会であるという考え。

## (2) 障がい種別を問わず共通のサービスを共通の制度で提供

障害者総合支援法では、3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に加え、発達障がいや難病等も給付の対象とされ、サービスの利用対象者が拡大されています。さらに平成29年4月より難病の対象疾病の拡大も行われています。

これらの対象者が障がい種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で利用できるよう、制度の谷間のない支援を行っていきます。

## (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

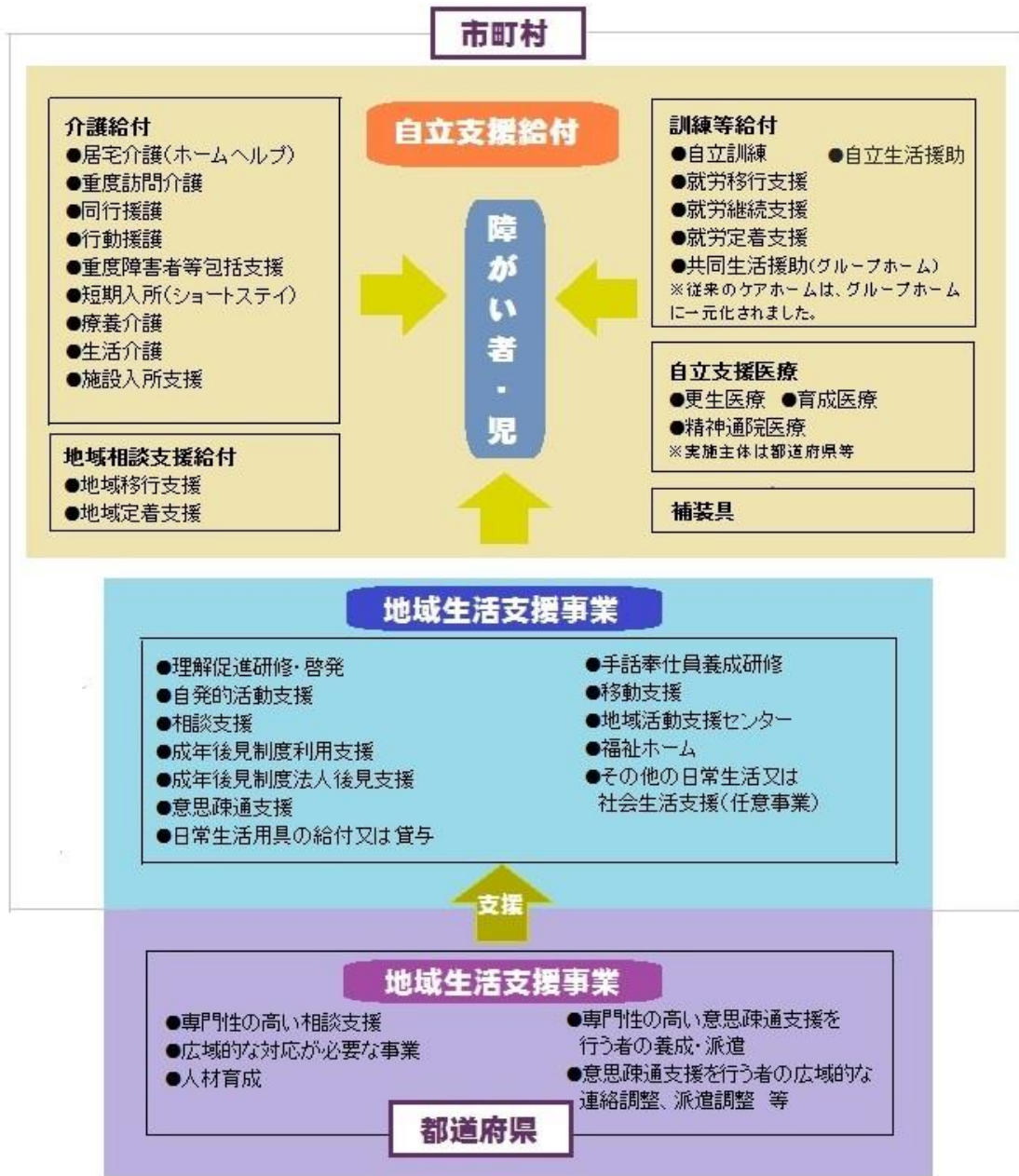
障がい者等自立に向けた支援の観点から、地域生活への移行や就労に対する支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、在宅生活をしている障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点作りやインフォーマルサービスの提供等、社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

### インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスで、地域における社会資源を担う関係機関や団体・個人（社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、登録ボランティア、自治会等）と情報を共有し、活用・構築を図ることによって、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができる。

### 3. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。  
 ※障がい児に関するサービスは、すべて児童福祉法に位置づけられています。



## 市町村・都道府県における障害児を対象としたサービス

市 町 村		
障 害 児 通 所 支 援	児 童 発 達 支 援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。</p> <p>様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター</p> <p>通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。</p> <p>②児童発達支援事業</p> <p>通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	
	放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス	<p>学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	保 育 所 等 訪 問 支 援	<p>保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>

都 道 府 県		
障 害 児 入 所 支 援	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	<p>従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。</p> <p>18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p> <p>*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。</p> <p>*現に入所している者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。</p>
	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。障がい種別に関わりなくサービスを利用できるのが障害者総合支援法の特徴です。また、日中は地域の通所施設、夜間は入所施設といったように、サービスを組み合わせて利用することが想定されています。

### (1) 自立支援給付

「自立支援給付」は、さらに「介護給付」と「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」などに分けられています。

「介護給付」や「訓練等給付」は、支給を受けようとする障がい者、障がい児の保護者が申請を行い、支給要否の決定を経て、指定を受けた事業者の提供するサービスを利用することができます。

「介護給付」は原則として障がい程度によって対象者を決定し、「訓練等給付」は障がい程度に関わらず利用希望者は原則対象で、サービス内容に適合しない場合にその対象外となります。

(2) 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村及び都道府県が計画的に実施するものです。

(3) 障がい児サービス

18歳未満の障がい者（障がい児）については、障害者総合支援法による福祉サービスと併せて、児童福祉法に規定されている障がい児向けサービスを利用することができます。サービスの種類は、通所サービス・入所サービスといった体系別に分類され、「障害児通所支援」「障害児入所支援」と分かれます。「障害児通所支援」サービスを利用する際は「障害児支援利用計画」が必要となります。

## 第2章 計画期間及び見直しの時期

### 1. 計画期間

#### 【第6期障がい福祉計画】

第5期障がい福祉計画が令和2年度で終了となるため、第5期計画を見直し、令和5年度に向けての数値目標を掲げ、各年度のサービス見込量を定めるため、令和3年度から5年度までの3年間を第6期障がい福祉計画期間として計画を策定します。

### 2. 見直しの時期

第6期障がい福祉計画期間の最終年度となる令和5年度末までに、期間中、様々な状況の変化等による見直しを行い、第7期障がい福祉計画を策定します。

H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		見直し			見直し		目標年度・見直し	
第4期障がい福祉計画期間			第5期障がい福祉計画期間			第6期障がい福祉計画期間		



### 第3章 達成状況の点検及び評価

#### 1. 計画の推進

計画の達成に向けては、地域社会を構成する保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などの関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら効果的に実施しなければなりません。

また、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会を実現するために、地域住民の理解と協力が不可欠です。そのため、安全かつ安心した生活に向け、制度の普及啓発をより一層努めるよう取り組んでいきます。

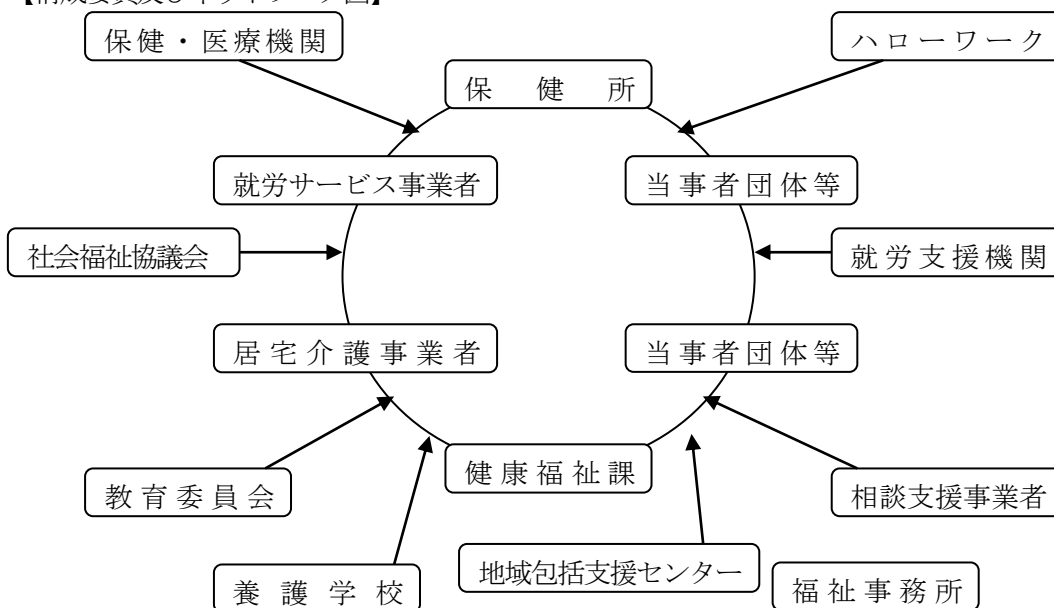
#### 2. 点検及び評価

計画期間中の各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行など数値目標の達成状況について、「川本町地域自立支援協議会」において計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議・点検し、サービスの実施に対する評価を行います。

#### 川本町地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置しています。主な機能としては、①虐待等困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、②地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、③課題解決に向けた地域の社会資源の開発・改善、④障がい福祉計画の策定、⑤情報の共有と発信を行うほか、今後、福祉サービス利用に係る相談支援事業を委託する場合、その中立・公平性を確保するため運営評価を実施します。

【構成委員及びネットワーク図】



## 第4章 令和5年度までの目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

#### (1) 第5期計画の目標値と実績

第5期計画目標	○令和2年度末までに地域移行する累計目標数 1人 ○令和2年度末の福祉施設の入所者の減少 1人 } …X			
実績	H30年度 Y	達成率 Y/X	R元年度 Z	達成率 Z/X
	地域移行数 累計 0人	0%	地域移行数 累計 1人	100%
	施設入所者の減少 累計 1人	100%	施設入所者の減少 累計 0人	0%

#### (2) 実績評価

- ・ 地域移行数は、令和2年度末までの目標（1人）に対し、令和元年度末実績は1人であり、令和2年度末実績は0名の見込みです。
- ・ 施設入所者数については、平成30年度に1名減少、令和元年度は増減なし、令和2年度も増減なしの見込みです。
- ・ 入所者の高齢化や障がい程度の重度化が進んでおり、地域への移行は相当困難な状況でした。

#### (3) 目標値設定の基本的考え方

- ・ 地域移行者数については、令和元年度末時点の施設入所者数5人のうち、令和5年度末までに地域移行する累計目標数を0人とします。
- ・ 施設入所者の削減見込数については0人とします。
- ・ 施設入所者については、重度の障がいを持つ方が多く、いずれも実績を見込むのは難しい状況です。

#### <国の基本指針>

- ・ 令和元年度末の施設入所者と比較した令和5年度末時点での地域生活に移行する者の割合を6%以上とする。
- ・ 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

#### (4) 第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数 (X)	5人	
令和5年度末の施設入所者数 (Y)	5人	令和5年度末時点の利用人員を見込む。

【目標値】 地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
【目標値】 削減見込 (X-Y)	0人	差引減少見込数

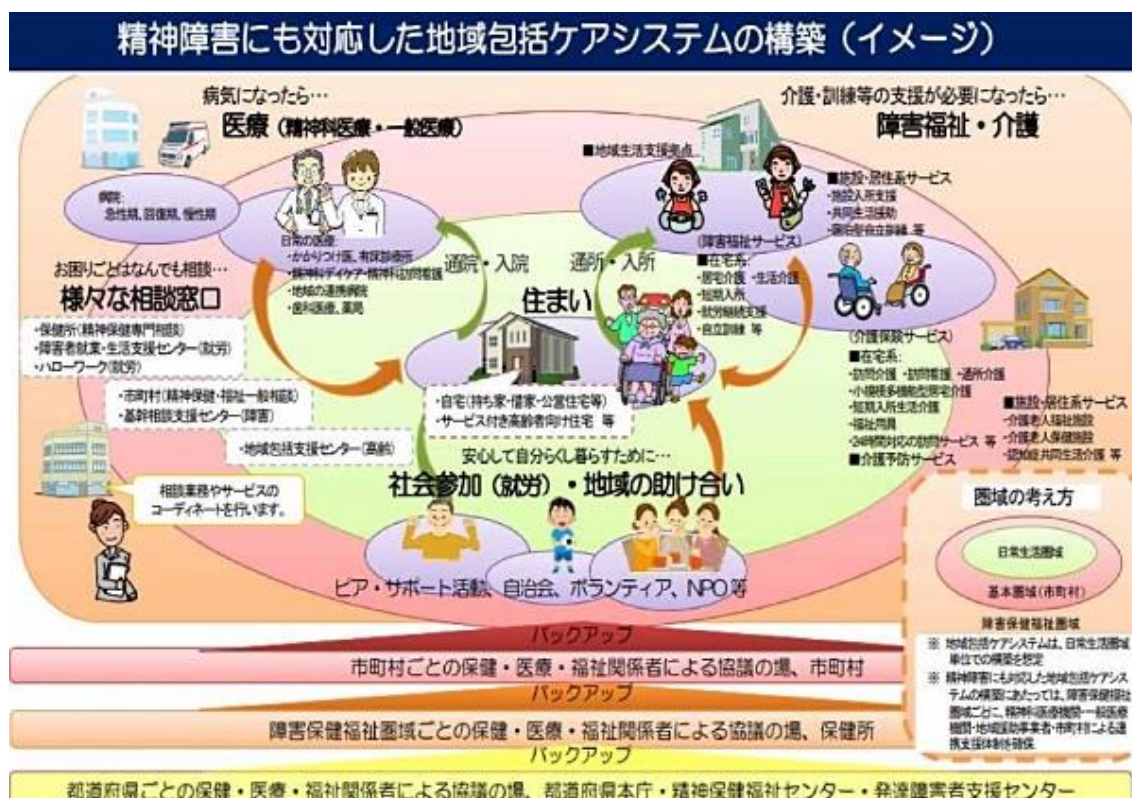
### (5) 目標値確保のための方策

- ・ 地域で生活をしていくうえで必要となる移動手段などの社会資源の確保・整備を進めます。
- ・ 居宅介護等、家庭生活に必要な支援が受けられるように、町内居宅介護事業所と協議をし、提供体制を整備します。
- ・ 高齢化や重度化が進む障がい者等については、介護保険施設の利用についても検討します。

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 第5期計画の目標値と実績

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことで、第5期計画では、令和2年度末に設置することとしていましたが、詳細についての協議が進まず、設置までには至りませんでした。



〈精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム〉

項目	数値	実績
令和2年度末時点の地域包括ケアシステム設置状況	有	無

## (2) 実績評価

- ・ システムの設置はできませんでしたが、国の基本指針である「関係者による協議の場を設置」については、自立支援協議会・相談支援部会とすることができました。

## (3) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 協議の場において、システム構築に向けた具体的な検討をします。
- ・ 内容については、国から示されるイメージや事業内容を踏まえて検討します。

## (4) 第6期計画の目標値

〈保健、医療及び福祉関係者による協議の場〉

項目	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	10人	10人	10人
目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

〈各サービスの利用者のうち精神障がい者の利用者数〉

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	2人	2人	2人
地域定着支援	1人	1人	1人
共同生活援助	5人	5人	5人
自立生活援助	1人	1人	1人

## 3. 地域生活支援拠点数

### (1) 第5期計画の目標値と実績

〈地域生活支援拠点数〉

項目	数値	実績
令和2年度末時点の地域生活支援拠点数	1カ所	1カ所

令和2年度末の設置数の実績は1カ所です。地域生活支援拠点の5つの機能①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりのうち、整備可能な機能から着手することとし、②緊急時の受け入れ・対応については、相談支援事業所等と連携しながら支援台帳の作成を進め、医療機関との連携については、近隣の市町村とも協力しながら行っていくこととします。

## (2) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、拠点の整備を進め、年2回以上運用状況を検証、検討します。
- ・ 5つの機能の具体的な整備の内容については、国から示されるイメージを踏まえて継続して検討します。

<国の基本指針>

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討

## (3) 第6期計画の目標値

<地域生活支援拠点数>

項目	R3年度	R4年度	R5年度
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

## 4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

### (1) 第5期計画の目標値と実績

<福祉施設から一般就労への移行>

第5期計画目標値	○令和2年度の年間一般就労移行者数 1人		
実績	H30年度	R元年度	R2年度(見込み)
	0人	0人	1人

<就労移行支援事業所の利用者数>

第5期計画目標値	○令和2年度の就労移行支援事業所の利用者数 2人		
実績	H30年度	R元年度	R2年度(見込み)
	0人	1人	1人

### (2) 実績評価

- ・ 福祉施設を退所し一般就労へ移行した方は、平成30年度0人、令和元年度0人、令和2年度に1人が町内事業所へ移行されました。
- ・ 移行者を増やして行くためにも、障害者就業・生活支援センターを中心に、福祉、労働、

教育等の関係機関とハローワークとの連携を進めるとともに、自立支援協議会の就労支援部会を開催するなど、就労先となる町内企業の開拓が求められます。

- ・ 就労移行支援事業所は近年減少傾向ですが、利用者は養護学校の生徒が主で、ニーズに応じてサービス確保が求められます。
- ・ 令和2年度には、農福連携の事例として、町の特産品であるエゴマの農家と就労継続支援B型事業所の連携がありました。

### (3) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 一般就労への移行者数について、国の指針では令和元年度実績の1.27倍以上とされているため、令和5年度末の移行者数を3人と設定します。
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加について、国の指針では令和元年実績の1.30倍、概ね1.26倍、1.23倍以上とされていますが、これまでの実績を踏まえ、令和5年度末の意向者数を各1人と設定します。
- ・ 就労定着支援事業の利用者数について、国の指針では就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用とされているため、2人と設定します。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率について、8割以上の事業所を全体の7割以上とされていますが、本町には就労定着支援事業所がないため、0とします。

#### <国の基本指針>

- ・ 一般就労への移行者数については、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上と設定。
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加については、令和元年実績の1.30倍、概ね1.26倍、1.23倍以上と設定。
- ・ 就労定着支援事業の利用者数について、国の指針では就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指す。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率について、8割以上の事業所を全体の7割以上を目指す。  
※「就労定着率」は、過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着者数。

### (4) 第6期計画の目標値

#### <福祉施設から一般就労への移行>

項目	数値	考え方
令和元年度	0人	令和元年度の年間一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度	3人	国の基本指針を踏まえて、令和5年度の年間一般就労移行者数を設定。

〈就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数〉

項目	数値	考え方
令和元年度	0人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 令和5年度	各1人	国の基本指針を踏まえて、令和5年度末において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を設定。

〈就労定着支援事業の利用者の増加〉

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者	67%	一般就労移行者数3名に対して就労定着支援事業等の利用者が2名あることを想定。

### (5) 目標値確保のための方策

- ・ 障害者就業・生活支援センター、福祉、労働、教育等の関係機関やハローワークとの連携を促進し、福祉施設から一般就労への移行を希望する障がい者が、様々な支援を安心して受けることができる体制づくりを行います。
- ・ 訓練等給付を実施する福祉施設とも連携し、就労希望者と企業とのマッチングが行えるよう体制を整備します。
- ・ 農福連携について、関係機関との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

#### 1) 第5期計画の目標値と実績

目標	数値	実績 (見込み)
令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1カ所	0カ所

#### 2) 実績評価

- ・ 児童発達支援センターについては、これまでも近隣市の事業所が役割を担っており、連携を行っています。本町の人口、利用者数を考えた場合、専門的な機関を単独で設置するのは困難だと考えます。

### 3) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、令和5年度末の目標を1カ所とします。
- ・ 既存の事業所との共同での設置に向けて、関係機関等と検討・協議をします。

<国の基本指針>

各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。(単独設置が困難な場合は圏域設置可)

### 4) 第6期計画の目標値

(児童発達支援センター)

項目	数値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1カ所	国の指針を参考に1カ所設置することを目標とする。

## (2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の構築

### 1) 第5期計画の目標値と実績及び評価

- ・ 保育所等訪問支援は近隣市の事業所を利用しており、継続して利用できるよう体制作りを進めていくこととしていました。第5期計画期間中においては、事業所・相談支援事業所と連携しながら、ニーズに対して滞りなく支援を行うことができました。

### 2) 目標値設定の基本的な考え方及び第6期計画の目標値

- ・ 今後も継続して利用できるよう関係機関と連携しながら体制の強化を図ります。

<国の基本指針>

全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

## (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 1) 第5期計画の目標値と実績

目標	数値	実績 (見込み)
令和2年度末時点の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1カ所	0カ所

### 2) 実績評価

- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、近隣市の事業所が役割を担っており、連携を行っています。本町の人口、利用者



数を考えた場合、単独で事業所を設置するのは困難だと考えます。

### 3) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、令和5年度末の目標を1カ所とします。
- ・ 既存の事業所との共同での設置に向けて、関係機関等と検討・協議をします。

#### <国の基本指針>

各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。(単独設置が困難な場合は、圏域設置可)

### 4) 第6期計画の目標値

(児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所)

項目	数値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1カ所	国の指針を参考に1カ所設置することを目標とする。

## (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

### 1) 第5期計画の目標値と実績及び評価

- ・ 国の指針を踏まえて、平成30年度末までに関係者による協議の場を設置としていました。令和元年度に医療的ケア児支援のニーズがあったため、県、市町村、関係機関等(訪問看護事業所、相談支援事業所等)による情報共有や協議をする場を定期的に設け、継続的に支援を行ってきました。各関係機関との連絡・調整については、医療的ケア児支援を管轄する保健所が主体となりました。

### 2) 目標値設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、令和4年度末までに協議の場における連携を強化し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。コーディネーターになるには養成研修を受講する必要があるため、対象者は相談支援専門員、保健師、訪問看護師等とされています。
- ・ コーディネーターの担い手については、関係機関と協議を行いながら決定します。現在、医療的ケア児支援は保健所が主体となっているため、保健所・町・関係機関がそれぞれ担う役割についても改めて精査する必要があります。

#### <国の基本指針>

R5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置。

### 3) 第6期計画の目標値

#### 〈コーディネーター配置人員〉

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度
配置人員	0人	1人	1人

### (5) 障がい児支援のための協議の場の設置（発達支援部会）

#### 1) 目標値設定の基本的な考え方及び第6期計画の目標値

- ・障がい児支援の充実やニーズの掘り起こしのための情報共有やケース検討を行うため、関係機関の協議の場を設置します。
- ・協議の場は、自立支援協議会の部会として設置します。
- ・児童発達支援センターの設置について、協議の場で検討を行います。

#### 〈障がい児支援のための協議の場〉

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の障がい児支援のための協議の場の設置状況	1カ所	国の障がい児支援の提供体制の整備等の指針を参考に、町独自に1カ所設置することを目標とする。

## 第5章 障害福祉サービス等の実施

### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護といったサービスがあります。

<サービス内容>

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供します。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な人で、常に介護を必要とする人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援など行動するときに必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象で、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

#### (1) 第5期計画の見込量と実績

サービスの種類等	単位	H30年度			R元年度			R2年度見込量
		見込量①	利用量②	達成率①／②	見込量③	利用量④	達成率③／④	
総利用時間数	時間	108	35	32.4%	108	221	204.6%	230
居宅介護	時間	72	35	48.6%	72	221	306.9%	230
重度訪問介護	時間	36	0	0%	36	0	0%	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	時	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 実績評価

- ・ 居宅介護の利用者数は、平成30年度と令和元年度が4人、令和2年度が5人となる見込みです。

## (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成30年度、令和元年度の実績、令和2年度の実績見込を勘案し、利用者数の増加や地域生活移行者等の利用を見込んで設定します。
- ・ 重度訪問看護は、前年度まで実績はありませんでしたが、町内事業所での令和3年度以降の利用が見込まれるため、下記のとおり設定します。
- ・ 行動援護、同行援護は町内事業所で対応は可能ですが、過去2期の計画でもニーズとしてあがっていなかったため、0人として設定します。
- ・ 重度障害者等包括支援については、町内、近隣のサービス提供事業所が存在しないことから0人として設定しています。

## (4) 第6期計画のサービス見込量

<サービス見込量>

	R3年度		R4年度		R5年度	
	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
総利用時間数	266	6	266	6	266	6
居宅介護	230	5	230	5	230	5
重度訪問介護	36	1	36	1	36	1
行動援護	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

## (5) 見込量確保のための方策

- ・ サービスが必要でありながら、サービスの利用に至っていない方などに対して、サービス内容・使用方法の周知に努めていきます。
- ・ 利用ニーズの把握・実態調査を進め、サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる障がい者やサービスを必要とする障がい者の数など情報を共有し、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- ・ 短時間の見守りという意味も含め、居宅介護の実施について、町内事業所への働きかけを進めていきます。

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、就労定着支援、短期入所（ショートステイ）があります。

<サービス内容>

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人が対象で、主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を障害者支援施設などで行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間にて身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人が対象で、一定の期間にて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関等との連絡調整や必要な指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気等の理由により、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

### （1）第5期計画の見込量と実績

<日中活動系サービス>

サービスの種類	H30年度			R元年度			R2年度見込量
	見込量	利用実績	達成率	見込量	利用実績	達成率	
	人日	人日		人日	人日		
生活介護	260	156	60.0%	260	170	65.4%	200
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0%	0	0	0%	0
自立訓練 （生活訓練）	28	10	35.7%	28	9	32.1%	5
就労移行支援	0	0	0%	11	1	0%	5

就労継続支援 (A型)	69	44	63.8%	69	23	33.3%	24
就労継続支援 (B型)	660	434	65.8%	660	450	68.2%	480
療養介護	-	3	-	-	3	-	3
短期入所	73	44	60.3%	94	21	22.3%	10

※療養介護のみ単位は人

## (2) 実績評価

- 生活介護の利用者は、平成30年度が12人、令和元年度が10人、令和2年度は15人となる見込みです。令和2年度から、就労継続支援B型の利用者が、高齢化・障がいの重度化等で生活介護に移行する例が増え、今後もその傾向は続くと考えられます。
- 自立訓練（機能訓練）については、平成30年度から令和2年度にかけて利用実績がありません。また、自立訓練（生活訓練）は平成30年度、令和元年度に1人、令和2年度も1人の利用見込みです。いずれも町内にはサービス提供事業所が存在しません。
- 就労移行支援については、令和元年度に1人、令和2年度も1人の利用見込みです。現在町内の事業所はサービスを休止しているため、近隣町での利用となっています。
- 就労継続支援A型事業所は町内に存在しませんが、近隣の県・町外の事業所における利用があります。平成30年度は2人、令和元年度と令和2年度は1人の利用がありました。
- 就労継続支援B型については、特別支援学校の卒業生等も含め、平成30年度、令和元年度が25人、令和2年度の利用見込みは27人となる見込みです。
- 短期入所については、平成30年に5人、令和元年に3人、令和2年に3人の利用見込みです。令和2年度の短期入所の支給決定者数は9人で、利用者や家族の緊急時等への対応のため、不規則に利用量・利用が増えることが考えられます。

## (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成30年度、令和元年度の実績、令和2年度の実績見込みを勘案し、利用者の増加や地域生活移行者等の利用、また特別支援学校の卒業等による新規のサービス利用者数を見込んで設定しています。

## (4) 第6期計画のサービス見込量

<日中活動系サービス>

サービスの種類	R3年度		R4年度		R5年度	
	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	272	16	289	17	306	18

自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	18	2	18	2	18	2
就労移行支援	2	2	2	2	2	2
就労継続支援 (A型)	46	2	46	2	46	2
就労継続支援 (B型)	486	27	486	27	486	27
就労定着支援	—	1	—	1	—	1
療養介護	—	4	—	4	—	4
短期入所	65	10	65	10	65	10

※療養介護における見込量「人」のみ。

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 就労支援系サービスが、利用者の一般就労に向けて有効に実施されるように、地域自立支援協議会の「就労支援部会」を活用し、ハローワークやサービス提供事業所、障害者就労支援センター等と連携を図り、雇用の促進に努めます。
- ・ 相談支援事業所と連携を図り、利用者が必要な日中活動系サービスを適切に利用できるように、サービスの内容や利用方法等の情報提供等を、さらに進めていきます。
- ・ サービス提供事業所等との連携を進め、利用者の状況把握に努め、適切なサービス利用に向けた支援計画作成に努めます。
- ・ サービス未利用者に対し、サービス内容及び利用方法を、周知することに努めます。
- ・ 町内に現在存在しない、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所について、サービス確保に向けて検討を行います。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づく町からの業務委託により、就労継続支援の1人あたりの利用日数の増加を図り、利用者の工賃向上を目指します。

### 3. 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）施設入所支援があります。

<サービス内容>

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者に対して、定期的な巡回や訪問を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に必要となる、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

#### (1) 第5期計画の見込量と実績

<居住系サービス>

サービスの種類	H30年度			R元年度			R2年度見込量
	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量	利用実績	達成率	
	人	人		人	人		
自立生活援助	1	0	0%	1	0	0%	1
共同生活援助 (グループホーム)	16	11	68.8%	20	12	60.0%	13
施設入所支援	5	6	120.0%	5	5	100.0%	5

#### (2) 実績評価

- 共同生活援助については、利用者数が平成30年度11人、令和元年度が12人、令和2年度が13人となる見込みです。

#### (3) 見込量設定の基本的考え方

- これまでの実績に加え、地域生活移行者、特別支援学校の卒業等による新規のサービス利用者数の増加が見込まれる一方で、利用中の方の中で、自宅での生活を望んでいる方もおられるため、双方を考慮して見込量を設定します。

#### (4) 第6期計画のサービス見込量

<居住系サービス>

(単位:人)

	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	1	1	1



共同生活援助（グループホーム）	14	14	14
施設入所支援	5	5	5

#### （５）見込量確保のための方策

- ・ 平成24年度及び26年度にグループホームが2棟整備されたことで、ニーズへの対応が可能となりました。今後大規模な施設整備は予定していませんが、空き住居等を活用したサテライト型利用を検討する必要があります。
- ・ 施設入所者の高齢化や障がい程度から勘案して、現在の利用者の地域移行は困難とされますが、65歳以上の利用者については、介護保健施設への移行も検討する必要があります。
- ・ 地域生活への移行が可能な入所者については、地域移行支援事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、地域移行・定着支援を進めていきます。

## 4. 相談支援

＜サービス内容＞

平成24年度より相談支援は、下記のとおりに分類・拡充されました。

サービスの種類	内 容
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス利用等計画案を作成します。決定又は変更後は、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。現在、全ての対象者へサービス利用計画が策定されています。
地域移行支援	住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等へ同行支援等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行う。緊急訪問・対応を行います。

### (1) 第5期計画の見込量と実績

	H30年度			R元年度			R2年度
	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量
	人	人		人	人		人
計画相談支援	8	6	75.0%	9	8	88.9%	10
地域移行支援	1	1	100%	1	2	200%	1
地域定着支援	1	0	0%	1	0	0%	1

※人数は月あたりの利用者数

### (2) 実績評価

- ・ 計画相談支援については、平成30年度6人、令和元年度8人と見込み数を下回っていますが、平成27年度より全てのサービス利用者の計画策定が行われています。また、令和2年度末には10人の利用が見込まれています。
- ・ 地域移行支援については、平成30年1人、令和元年度2人、令和2年度に1人の見込みです。地域移行支援の期間は原則6ヶ月ですが、期間内に病院等から退院に至らなかった利用者に切れ目ない支援を行い、2人の利用者のグループホームへの移行に繋がりました。
- ・ 地域定着支援については、平成30年、令和元年ともに実績がなく、令和2年についても実績なしの見込みです。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 全てのサービス利用者に計画が策定されているため、新たなサービス利用者の増加を見込んで設定しております。
- ・ 計画相談支援については、定期的な見直し（モニタリング）が必要となります。人数は月

ごとの利用者数としております。

- ・ これまでの実績を踏まえ、地域移行支援は毎年1名、地域定着支援は毎年1名の支援を行うことを目標としています。

#### (4) 第6期計画のサービス見込量

種類	R 3年度	R 4年度	R 5年度
計画相談支援	12	12	12
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

※計画相談支援は月単位の人数、地域移行支援及び地域定着支援は年単位の人数

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 福祉サービス利用の障がい者すべてに対し、計画的なプログラム等の作成を円滑に行うため、相談支援事業所と連携を図り、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 施設等から地域移行が見込まれる障がい者については、保健所や医療機関、相談支援事業所と連携し、積極的に地域移行・定着を進めます。

## 5. 障がい児を対象としたサービス等

<サービス内容>

平成24年度から障がい者通所サービスは、児童福祉法に位置づけられました。

サービスの種類	内 容
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言を併せて行うなど、地域支援に対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活へ適応するための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。決定又は変更後は、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。現在、全ての対象者へサービス利用計画が策定されています。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### (1) 第5期計画の見込量と実績

<参考：平成30年度から令和2年度の利用実績>

	H30年度			R元年度			R2年度
	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量	利用実績	達成率	利用見込量
	人日	人日		人日	人日		人日
児童発達支援	12	4	33.3%	12	4	33.3%	4
医療型児童発達支援	0	0	-	0	0	-	0
放課後等デイサービス	416	105	25.2%	442	107	24.2%	110
保育所等訪問支援	1	1	100%	2	1	50.0%	0
障害児相談支援 ※	3	2	67%	3	3	100%	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	-	0	0	-	0

※障害児相談支援は実人数

## (2) 実績評価

- ・ 児童発達支援は平成30年度が3人、令和元年度が3人、令和2年度が2人となる見込みです。
- ・ 医療型児童発達支援については、平成30年度から令和2年度にかけて利用実績はありません。
- ・ 放課後等デイサービスは平成30年度が14人、令和元年度が12人、令和2年度が10人となる見込みです。人日の実績が見込みより大幅に少なくなっていますが、利用人数の見込み値と月の利用日数の上限である26日かけた最大値としているためです。利用者の中には、長期休暇のみ利用する方もいたため、平均すると一人あたり月9日前後の利用となっています。
- ・ 保育所等訪問支援は、平成30年度が1人、令和元年度が1人、令和2年度は0人となる見込みです。
- ・ 障害児相談支援は、平成30年度が2人、令和元年度が3人、令和2年度は3人となる見込みです。
- ・ 各サービスで実績人数が同程度又は減少しているため、今後も関係機関・部署と連携していき、ニーズの掘り起こし、切れ目のないサービスの確保等が求められます。

## (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 全てのサービス利用者に計画が策定されているため、新たなサービス利用者の増加を見込んで設定しております。
- ・ 計画相談支援については、定期的な見直し（モニタリング）が必要となります。人数は月ごとの利用者数としております。

## (4) 第6期計画のサービス見込量

<サービス見込量>

種類	R3年度		R4年度		R5年度	
	(人日)	(実人数)	(人日)	(実人数)	(人日)	(実人数)
児童発達支援	5	5	5	5	5	5
医療型児童発達支援	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	126	14	126	14	126	14
保育所等訪問支援	2	2	2	2	2	2
障害児相談支援		4		4		4
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	1	1

## (5) 見込量確保のための方策

- ・ 児童発達支援については、保健師による乳幼児相談や発達クリニック等の情報を共有し、

早めの支援を促していきます。

- ・ 医療型児童発達支援については、近隣市の事業所がありますが、前年度までの実績がないことから当面利用がないと想定しています。
- ・ 保育所等訪問支援は、平成30年度、令和元年度は1名の利用がありましたが、町内事業所がなく、近隣市の事業所から訪問が行われました。今後も支援が必要な児童に対して実施していきます。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度からのサービスになりますが、当面利用がないと想定しています。

## 6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### (1) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、関係機関と協議を行いながら進めます。

<国の基本指針>

令和5年度末までに県及び市町村において取組を実施する体制を構築。

### (2) 第6期計画の目標値

項目	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有 【体制の有無 有:1 無:0】	0	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有(実施回数)	0回	1回	1回

## 第6章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、自立支援給付と組み合わせた実施や、各種社会資源を活用し、市町村の創意工夫によって柔軟に実施することができる事業です。

川本町では、「理解促進研修・啓発事業」「相談支援」、「成年後見制度利用支援」、「意思疎通支援」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」といった必須事業に加え、「日中一時支援」、「社会参加促進」といった任意事業を行います。

<サービス内容>

～必須事業～

事業名		内 容
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対し、障がいのある方への理解を深めるための研修や啓発等の働きかけを行うことで、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	相談支援事業	自立した日常生活又は社会生活を過ごす事ができるよう障がい者からの相談に応じて、関係者に対し必要な情報を提供することや、障害福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域自立支援協議会	相談支援事業所、サービス提供事業所、また関係機関等で構成する協議会を設置し、利用者ニーズに応じた必要なサービス量の把握・確保に努めるとともに、地域全体のサービス向上に努めます。
成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障がい者等に対し、成年後見制度を利用することについて支援を行うことにより、障がい者等の福祉の増進を図ります。
意思疎通支援事業		聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等の意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。
日常生活用具等給付事業		在宅の障がいのある方等に対し、実用性が認められる日常生活用具を給付し、日常生活を支援します。①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活活動補助用具を給付します。
移動支援事業		屋外での移動に困難な障がいがある方等に対し、ヘルパーが

	同行して外出のための支援を行うことによって、地域での自立生活や社会参加を促進します。
地域活動支援センター (基礎的事業)	レクリエーションや各種教室などの余暇活動や創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する場として設置します。

～任意事業～

事業名	内 容
日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場を提供するとともに、介護をする家族の一時的休息等の確保のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加の促進を目指します。



## 1. 理解促進研修・啓発事業

### (1) 実績評価

- ・ 第5期計画にはあげていませんでしたが、令和元年度から、障がいのある方への理解を深めるための研修や啓発を行うこととし、令和2年3月に島根大学から講師を招き「地域福祉講演会」を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。
- ・ 令和2年度にも3回の連続講座を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施することが出来ませんでした。

### (2) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 本来、年3回の連続講座として計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度は1回の開催を目指します。令和4年度は2回、令和5年度は3回の開催とし、継続的に地域住民の方へ理解促進を行いたいと考えています。

### (3) 第6期計画のサービス見込量

<地域福祉講演会の実施>

事業名	R 3年度	R 4年度	R 5年度
	実施見込み回数	実施見込み回数	実施見込み回数
実施回数	1	2	3

### (4) 目標値確保のための方策

- ・ 講師と事業の目的・内容を確認し、効果的な講義の実施に努めます。
- ・ 障がいがある方と接する機会が多い民生委員、地域ボランティア団体の方等へ参加を促し、地域における理解者の増加及び地域福祉の担い手育成を目指します。

## 2. 相談支援事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	R30年度		R元年度		R2年度
	実施見込み 箇所数	実績	実施見込み 箇所数	実績	実施見込み 箇所数
相談支援事業	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1

### (2) 実績評価

- ・ 相談支援事業は、サポートセンターおおちの1箇所に業務委託をしております。新規の相談者のみならず、現在障害福祉サービスを利用しておられる方の相談についても受け付け、必要な情報提供等行っております。
- ・ 地域自立支援協議会を平成18年度より設置しております。川本町の障がい者福祉を推進していくうえで、関係機関との連携、地域資源のネットワーク化を図る中心となる機関で、障がい福祉計画の策定・点検も行います。
- ・ 令和2年4月、国から新型コロナウイルス感染症蔓延に係る対策が提示され、在宅障害者等の安否確認事業を行うことになり、相談支援事業所に委託をして実施しました。安否確認事業は、障がい者の方が外出を制限される状況が発生した場合、相談支援事業所が訪問や電話で安否確認や相談等を受ける事業です。令和2年4月～令和3年3月まで25件の対応を行いました。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 第5期計画期間の実績を勘案して設定しています。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度	R4年度	R5年度
	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数
相談支援事業	1	1	1
相談支援事業 出張開催	1	1	2
地域自立支援協議会	1	1	1

### (5) 目標値確保のための方策

- ・ 身近な相談支援に努めるとともに、相談支援事業者への委託内容を拡充し、適切なサービス利用等の支援ができるように努めます。
- ・ 川本町障がい者福祉協会が実施している相談会や身体障害者相談員、知的障害者相談員と

協力し、制度等必要な情報は積極的に提供することで、相談者の問題解決に働きかけます。

- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連携を強化し、地域における諸課題の検討・障がい者に係る計画への意見反映させる協議を行います。また、障がい者の雇用対策、地域生活を充実させるため、専門部会の設置を検討していきます。
- 相談支援事業を三原地区や因原地区で出張開催（サテライト）をします。現在拠点がある弓位地区から離れたところに住んでいる障がい者の方が、サービスを利用しやすい環境の整備を図ります。

### 3. 成年後見制度利用支援事業

#### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	R30年度		R元年度		R2年度
	実施見込み者数	実績	実施見込み者数	実績	実施見込み者数
成年後見制度利用支援事業	1	0	1	1	2

#### (2) 実績評価

- ・ 成年後見制度の利用については、関係機関と連携しながら進めてきました。平成30年度は利用がありませんでしたが、令和元年度が1名、令和2年度は2名の利用見込みです。

#### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ これまでの実績、これから定着させていく事業であることを勘案し、毎年1名の利用を設定します。

#### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度	R4年度	R5年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 成年後見制度について、利用しやすい体制を整備するため、社会福祉協議会など関係機関と実施に向けた協議を行います。
- ・ 成年後見制度の対象となる者の把握や手続きができるように、関係者の研修を行います。

## 4. 意思疎通支援事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度		R元年度		R2年度
	実利用見込み者数	実績	実利用見込み者数	実績	実利用見込み者数
意思疎通支援事業	1	1	1	1	0

### (2) 実績評価

- ・ 平成30年度、令和元年度の利用実績は1団体、令和2年度においては0となる見込みです。
- ・ 川本町では、平成24年度に要約筆記奉仕員を養成したため、現在5名を登録しています。また、平成27年～令和元年度には町内イベント等で要約筆記奉仕員の派遣を行っていません。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止)

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 第5期計画期間の実績を勘案し、広報や転入による利用者の増加を見込んで設定しました。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度	R4年度	R5年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
意思疎通支援事業	1	1	1

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 平成18年度以降、実利用者はありません。しかしながら、転入等による新たな利用者も見込み、支援体制を整備しておく必要があります。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。
- ・ 手話通訳者の育成について、邑智郡(川本・美郷・邑南)で共同実施を検討します。
- ・ 聴覚障がい者に対して、個別訪問・広報誌など広報活動をし、事業内容や利用方法についてお知らせしていきます。
- ・ 手話の普及啓発・担い手の育成について、まげなねっとや広報誌等を活用した取り組みを障がい福祉サービス事業所や当事者と連携しながら行います。

## 5. 日常生活用具等給付事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度		R元年度		R2年度
	利用見込み者数	実績	利用見込み者数	実績	利用者見込み者数
日常生活用具等給付事業	20	8	21	8	8
(1)介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0
(2)自立生活支援用具	1	0	1	0	0
(3)在宅療養等支援用具	1	0	0	1	1
(4)情報・意思疎通支援用具	0	0	1	0	0
(5)排泄管理支援用具	18	8	18	6	6
(6)居宅生活動作補助用具(住宅改修)	0	0	1	1	1

### (2) 実績評価

- 日常生活用具等給付事業については、排泄管理支援用具の給付が占めています。令和元年度、令和2年度にはその他、住宅改修やたん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器などの申請がありました。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- 平成30年度、令和元年度の実績、令和2年度の実績見込みを勘案し、設定しました。
- 排泄管理支援用具については、令和2年度の実利用者数から見込量を実績に近い数値で設定しております。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度	R4年度	R5年度
	実利用見込み者数	実利用見込み者数	実利用見込み者数
日常生活用具等給付事業	16	17	18
(1)介護・訓練支援用具	0	0	0
(2)自立生活支援用具	1	1	1
(3)在宅療養等支援用具	1	1	1
(4)情報・意思疎通支援用具	1	1	1
(5)排泄管理支援用具	12	13	14
(6)居宅生活動作補助用具	1	1	1

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある方の日常生活の安定を図るため、それぞれの利用者に適した用具等の給付ができるように努めるとともに、用具に対する知識を深めていきます。
- ・ 日常生活用具給付事業の利用について、広報誌等を活用し定期的な広報に努めます。
- ・ 相談支援事業等を通じて、引き続き利用者への制度の周知を図ります。

## 6. 移動支援事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度				R元年度				R2年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
個別支援	2	20	2	11 9	2	20	2	9 7	2	13 9
通学支援		1,000		1				699 372		1,000

※見込み者欄の上段は見込み者（実利用者）数、下段は延べ見込み時間（実利用時間）数

※実施箇所数及び実利用者数は、上段が個別支援、下段が通学支援

### (2) 実績評価

- ・ 移動支援事業（個別支援）については、平成23年より2事業所による支援を行っており、平成25年度からは、新たに特別支援学校への通学支援事業を開始しています。
- ・ 1事業者が提供する事業については、平成25年度から福祉有償運送の許可を得て、事業者所有車両を活用しての送迎を実施しています。
- ・ 通学支援事業については、令和3年3月現在、約10名の利用があり、特別支援学校への行き帰りの公共交通機関の不便な部分を補うことができます。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成30年度、令和元年度の実績、令和2年度の見込みを勘案し、設定しました。また、通学支援事業の利用者も現状どおりの利用を見込んで設定しています。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

<個別支援・通学支援>

事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
個別支援	2	13	2	14	2	15
		700		750		800



通学支援	1	10	1	10	1	10
		380		380		380

※見込み者欄の上段は見込み者数、下段は延べ見込み時間数

#### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者と連携をとりながら事業を進めていきます。
- ・ 川本町有償運送運営協議会と協議しながら、適正な事業実施に努めます。

## 7. 地域活動支援センター事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度				R元年度				R2年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	1	38	1	16	1	40	1	17	1	20

### (2) 実績評価

- ・ 地域活動支援センターは、社会福祉法人わかば会へ委託し、レクリエーション活動等、地域生活の支援を行っております。近年町外からの利用者も含め登録が増加傾向にあります。
- ・ 地域活動支援センターの利用により、生活が安定し、精神障がい等の症状の回復が見込まれた事例もあり、障がいのある方の日中の居場所としても大きな役割を果たしております。
- ・ 障がい等や生活で困られている方の相談窓口として、関係機関や相談支援事業者との連携も充実しています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 平成30年度、令和元年度の実績、令和2年度の実績見込みを勘案し、設定しました。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	1	20	1	22	1	25

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ ニーズの増加に対応できるよう、支援体制を構築するほか、老朽化が進む施設について、改修・移転などの対応の検討を進めます。地域活動支援センターのみではなく、総合的な拠点として、様々な機能を持つ場になるよう、関係機関と協議を行います。
- ・ 近年増加傾向にある町外からの利用者について、近隣町との広域利用の運用方法等の検討を進めます。

## 8. 日中一時支援事業

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度				R元年度				R2年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
日中一時支援事業	3	15	3	4	3	16	3	5	3	5

### (2) 実績評価

- ・ 日中一時支援事業については、3事業所に委託しています。
- ・ 夏休み等の長期休暇時において、町内でのサービス提供が必要とされています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 特別支援学校への通学者や新規利用者が増えることを見込み、設定しました。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
日中一時支援事業	3	6	3	7	3	8

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 日中一時支援事業については、障がいのある方や介護者の方のニーズを把握し、適切な支援が引き続き行えるように努めます。現利用者に対しては、生活の変化などに対応できるように努めます。
- ・ ニーズが増加している町内でのサービス提供について、関係機関と協議を進めます。

## 9. 社会参加支援事業

社会参加支援事業のうち、川本町では「レクリエーション活動等支援」を実施しています。

事業名		内 容
社会参加支援事業	レクリエーション活動等支援	活動を通じて、障がいのある方の体力強化、交流などを行うほか、障害者スポーツを普及するために各種教室や障がい者スポーツ大会を開催する事業です。

### (1) 第5期計画の見込量と実績

事業名	H30年度				R元年度				R2年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
社会参加支援事業	1	15	1	12	1	16	1	15	1	15

### (2) 実績評価

- ・ 邑智郡障害者スポーツ協会が行う各種スポーツ大会に、川本町障がい者福祉協会の会員を中心に10名以上が参加しています。

### (3) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 令和元年度の参加者数等を勘案し、見込量を設定しました。

### (4) 第6期計画のサービス見込量

事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
社会参加促進事業	1	15	1	16	1	17

### (5) 見込量確保のための方策

- ・ 川本町障がい者福祉協会を中心に参加者を募るとともに、ボランティア等の活用により、大会へ参加しやすい環境を整えます。

【地域生活支援事業における第6期計画見込量一覧】

事業名	R3年度		R4年度		R5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
1 理解促進研修・啓発事業	1		2		3	
2 自発的活動支援事業	0		0		0	
3 相談支援事業						
(1) 障害者相談支援事業（実施箇所数）	1		2		3	
基幹相談支援センターの設置	0		0		1	
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業	0		0		0	
(3) 住宅入居等支援事業	0		0		0	
4 成年後見制度利用支援事業(実利用者数)		1		1		1
5 成年後見制度法人後見支援事業		0		0		0
6 意思疎通支援事業		5		5		5
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		5		5		5
(2) 手話通訳者設置事業		0		0		0
7 日常生活用具給付等事業		16		17		18
(1) 介護訓練支援用具		0		0		0
(2) 自立生活支援用具		1		1		1
(3) 在宅療養等支援事業		1		1		1
(4) 情報・意思疎通支援用具		1		1		1
(5) 排泄管理支援用具		12		13		14
(6) 居宅生活活動補助用具		1		1		1
8 手話奉仕員養成研修事業		0		0		0
9 移動支援事業	2	16	2	17	2	18
		1,000		1,050		1,100

10 地域活動支援センター事業	1	20	1	22	1	25
11 日中一時支援事業	3	6	3	7	3	8
12 社会参加促進事業	1	15	1	16	1	17

## 10. 相談支援体制の充実・強化のための取組

### (1) 見込量設定の基本的な考え方

- ・ 国の指針を踏まえて、相談支援体制の充実・強化を相談支援事業所等の関係機関と協議を行いながら進めます。

<国の基本指針>

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保。

### (2) 第6期計画の目標値

項目	R3年度	R4年度	R5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 【有：1 無：0】	0	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

## 第7章 終わりに

障がい福祉計画も今回で第6期となりましたが、障がいのある方の年齢、生活環境、家族関係、制度改正等、みなさまを取り囲む環境は日々変化し、計画目標の達成状況も、年度によって大きく変わっております。

この計画の推進にあたっては、第3章のとおり、地域社会を構成する保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等の関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら効果的な実施を目指しています。

今後は利用者や家族へのアンケートの実施等により、地域で暮らす障がいのある方々のニーズを的確に把握するとともに、川本町の障害福祉施策や障がい福祉計画に反映させ、支援体制を構築させていく必要があります。また、第5期から引き続き、障がいがある方やその両親が高齢化し、今後親が亡くなった後やその方の老後の生活等を考えていく必要があります。川本町での※令和2年現在の65歳以上の障がい者数は194人ですが、20年後の65歳以上の障がい者数は255人となる見込みのため、対象者も多くなっていくと考えられます。そのため、早期に対象の方を発見し、今後の生活や見通しについて考え、地域生活支援拠点等の整備を行うことで、緊急時の対応もスムーズに行えるようにする必要があります。

障がいがある方々の暮らしに関わる制度も、年々変化しております。制度について、川本町として取り組むべきものは、積極的に協議し、協議会に提案する必要があります。

地域資源の活用だけでなく、広域に渡った支援の提供に努めることにより、障がい者が日常生活を過ごす上で、安心し、満足のいく生活ができる町として、生活の基本となる部分の福祉を、この計画を軸に実施していきます。

※障がい者数は、令和2年9月30日現在の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者数